

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-6
許認可等の種類	火薬類の消費の許可			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第25条第1項			
許認可等の概要	火薬類を消費しようとする者は、許可を受けなければならない。 (最終) 知事 (専決) (委任) 地域振興局長、市長又は広域連合長			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。</p> <p>2 通商産業省通達 (1)火薬類に関する対策の強化について(昭和50年2月28日付け50立局第128号)</p> <p>3 長野県商工部長通知による。 (1)煙火消費の取締について(昭和28年9月26日付け28工第1135号) (2)火薬類取締法第52条第1項の規定による公安委員会の事前調査依頼手続きについて。 (昭和36年5月29日付け36工第238号) (3)火薬類譲受消費許可証交付事務について(昭和49年9月27日付け49工第452号) (4)火薬類を消費する者に係る保安教育計画の認可について (昭和51年12月20日付51工第407号) (5)火薬類取締法に基づく事務処理について(平成11年1月12日付け10工第461号)</p>			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日(処分庁30日)			
期間の制定根拠	過去の実績			